

大島町ふるさとまちづくり応援事業寄付金税額控除に係る  
申告特例（ワンストップ特例）制度について

■ワンストップ特例制度とは

ワンストップ特例制度とは、以下の二つの条件を満たしている場合、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄付金控除を受けられる仕組みです。

- ・ 寄付を行った年の所得について確定申告をする必要が無い人  
（ふるさと納税以外に確定申告をするものがない給与所得者等）
- ・ 1年間のふるさと納税の納付先自治体が5つまでの人

■ワンストップ特例制度の申請方法

【申請書の提出（寄付者→大島町）】

次の必要書類を、寄付された翌年1月10日までにご提出ください。

※寄附金税額控除に係る申告特例申請書の押印は、令和3年4月1日以降は不要となりました。

マイナンバーカード を お持ちの方	・ 寄付金税額控除に係る申告特例通知書（第五十五号の五様式） ・ マイナンバーカードのコピー（両面）
マイナンバーカード を お持ちでない方	・ 寄付金税額控除に係る申告特例通知書（第五十五号の五様式） ・ 個人番号通知カードのコピー（両面） または 個人番号記載の住民票 ・ 顔写真付の身分証明書1点 または 顔写真のない証明書2点

【申請書の受理～通知】

申請書を受理後、大島町から寄付者住所地の自治体へ、「寄付金税額控除に係る申告特例通知書」を送付します。（寄付のあった翌年1月下旬）

【申請内容の審査～控除】

寄付者住所地の自治体にて申請内容の審査を実施。住民税より控除されます。

■こんなときはご注意ください

申請後に、住所や氏名が変更になった	次の書類をご提出ください。（※翌年1月10日必着） ①寄付金税額控除に係る申告特例申請事項届出書 ②添付書類…変更内容がわかる身分証明書
同じ自治体に複数回寄付をした	寄付先が同じ自治体であっても、寄付ごとに申請書類の提出が必要です。（一括での送付可能）
6団体以上にふるさと納税の寄付をした	寄付先の自治体が5団体を超えた場合、ワンストップ特例制度の適用は出来ません。確定申告を行い、寄付金控除の申請をしてください。 （同一自治体への複数回の寄付は1団体と数えます。）
医療費控除や住宅ローンの控除のため、確定申告をする（した）	確定申告を行うと、ワンストップ特例制度の適用は無効となります。確定申告の際に、ふるさと納税の寄付金控除の申請も併せて行ってください。

※公的年金等による収入が400万円を超える場合、確定申告の義務が生じます。申告義務の有無や、税額控除の詳細についてはお住まいの地域の税務所管課（署）、または税理士等にご相談ください。

《申請書類の提出およびお問合せ先》

大島町役場 政策推進課 振興企画係 〒100-0101東京都大島町元町1-1-14  
[電話]04992-2-1444 [FAX]04992-2-1371 [Email]c010001@town.tokyo-oshima.lg.jp